

青梅市条例第19号

青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月19日

青梅市長 大勢待 利 明

青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例等の一部を改正する条例

(青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部改正)

第1条 青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条
例(昭和42年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第22条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

(青梅市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 青梅市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第23号)
の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の青梅
市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「第
1条による改正後の条例」という。)の規定および第2条の規定による
改正後の青梅市消防団員等公務災害補償条例(以下「第2条による改正
後の条例」という。)の規定は、令和8年4月1日(以下「適用日」と
いう。)から適用する。

(青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条による改正後の条例第22条の規定は、適用日以後に支給すべ
き事由の生じた青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例第6条第1項第7号に規定する葬祭補償(以下この項および
次項において「葬祭補償」という。)について適用し、適用日前に支給す
べき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の青
梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下
この項において「旧条例」という。)第22条の規定による金額により支
給されたものまたは旧条例付則第5条の規定による金額により支給され
たもの(その額が66万円未満であるものに限る。)の支払は、第1条に
よる改正後の条例第22条の規定による金額により支給されるべき葬祭

補償の内払とみなす。

(青梅市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第2条による改正後の条例第18条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた青梅市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下この項および次項において「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 5 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の青梅市消防団員等公務災害補償条例（以下この項において「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたものまたは旧条例付則第6条の規定により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、第2条による改正後の条例第18条の規定にもとづく葬祭補償の内払とみなす。